御意見の概要 御意見に対する考え方 要領案第2条(不当な差別的取扱いの禁止) 表記上、「~努めるものとする」、「~が望まし 御意見を踏まえ、第2条の文末に次のとおり加 1 い」となっている箇所(例:第6条第4項、別紙 筆します。 第4の3)については、曖昧な表現ではなく「~ 「なお、別紙中、「望ましい」と記載している内 容(次条に定める合理的配慮の提供に係るものを が必要」という表現にすべきである。 含む。)は、これを実施しない場合であっても、法 に反すると判断されることはないが、障害者基本 法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及 び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが 望まれることを意味する。」 要領案第4条(監督者の責務) 御意見を踏まえ、第4条第1項柱書きを次のと 第4条について、監督者の責務をより明確にす 2 るため、以下のとおり文言を修正してほしい。 おり修正します。 「~地位にある者は、前2条に掲げる事項に関し、 「職員のうち、課長相当職以上の地位にある者(以 下「監督者」という。)は、前2条に掲げる事項に 次の各号に掲げる事項を実施しなければならな 関し、障害を理由とする差別(以下「障害者差別」 V ,] という。)の解消を推進するため、次の各号に掲げ る事項を実施しなければならない。」 3 第4条第1項に、第4号として以下の文言を追 本要領案では、別紙の第6において、意思疎通 の配慮の具体例として、「筆談、読上げ、手話、点 加してほしい。 「四 障害者が適切に合理的配慮の申し出ができ 字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用い るようにするために、あらかじめ省内においてコ る」、「絵カードなどを活用して意思を確認する」 ミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要 ことなどを明記しているところです。意思疎通が より円滑に行えるよう、頂いた御意見を今後の参 約筆記者等)を設置すること。」 考とさせていただきます。 要領案第6条(相談体制の整備) 第6条に規定されている相談窓口については、 当該御意見や他の方からの御意見も踏まえ、第 4 障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段 6条第2項を次のとおり修正します。 「相談等を受ける場合は、相談者の性別、年齢、 を確保する、障害の特性に関する専門知識を有す る外部有識者を窓口として定めるなど、窓口の充 状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、 実を図る旨の規定を入れて欲しい。また、窓口に ファックス、電子メールその他の障害者が他人と ついて障害者や関係者にわかりやすく周知する旨 コミュニケーションを図る際に必要となる多様な 手段を可能な範囲で用意して対応するものとす の規定や、窓口での説明の際に障害者からの理解

また、本要領案の同条第4項で述べているとお

なお、相談窓口は、本要領案の同条第1項にお

が得られなかった場合についての規定も追加して

ほしい。

いて明確に定めていますが、具体的な連絡先等については、会計検査院ホームページに掲載する予定です。

要領案第7条(研修・啓発)

5 第7条に規定されている研修について、障害の特性別の研修を必ず実施してほしい。研修については内容や回数を明文化し、実施の際は障害当事者を交えた研修会として開催してほしい。また、研修で使用するマニュアルは障害者団体等当事者の監修のもと、当事者が納得できるものにしてほしい。

研修の内容の詳細は、今後、検討することとしています。

検討に当たっては、頂いた御意見も参考にさせ ていただきます。

別紙第2(正当な理由の判断の視点)

6 別紙第2について、正当な理由があるかどうか の判断の際に障害者の理解が得られなかった場合 には、相談窓口と調整を図るようにする旨の文言 を追加してほしい。 第6条第1項において、会計検査院職員による 障害者差別に関する相談等は、同項に規定する相 談窓口において承ることとしており、御指摘のよ うな問題が生じた場合も、同相談窓口において相 談を承ります。

7 別紙第2「正当な理由の判断」については、できるだけ慎重に判断すべきであると考えられることから、厚生労働省福祉事業者向けガイドラインに記載されている以下の文言を追加してほしい。「なお、『客観的に判断する』とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような『客観性』が必要とされるものです。また、『正当な理由』を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定される、といった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。」

本要領案においても、「…正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益…及び会計検査院の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」と明記しているところですが、御意見を踏まえ、さらに以下のとおり加筆します。「(…正当な理由に相当するか否かについて、) 具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、(個別の事案ごとに…)」

別紙第4 (合理的配慮の基本的な考え方)

8 別紙第4について、障害者が他者とコミュニケーションを図る際に必要な手段には通訳を介するものを含むと規定されているが、通訳を介してのコミュニケーション手段として言語通訳、手話通訳、要約筆記者、盲ろう通訳等の具体例を文言に追加してほしい。

本要領案では、別紙の第6において、意思疎通の配慮の具体例として、「筆談、読上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる」、「絵カードなどを活用して意思を確認する」ことなどを明記しているところです。意思疎通がより円滑に行えるよう、頂いた御意見を今後の参考とさせていただきます。

9 別紙第4第3項について、聴覚障害者による意思の表明を可能にするため、省庁内に聴覚障害者

- 2 -

	のコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置する旨の文言を追加して ほしい。	
1 0	別紙第4について、本来的業務の範囲を厳格に 解釈して、合理的配慮の提供をすべき場面を限定 すべきではないと考える。	本要領案の規定に基づき、「本来の業務」の範囲を適切に解釈してまいります。
別紙第5(過重な負担の基本的な考え方)		
1 1	別紙第5について、過重な負担に当たると判断した場合に障害者に理由を説明して理解を得るよう努めることが望ましいとされているが、障害者の理解が得られない場合は、相談窓口が省・担当課職員と障害者の間に入って調整・歩み寄りを図る必要があると考えることから、その旨を明記してほしい。	第6条第1項において、会計検査院職員による 障害者差別に関する相談等は、同項に規定する相 談窓口において承ることとしており、御指摘のよ うな問題が生じた場合も、同相談窓口において相 談を承ります。
1 2	別紙第5について、意思疎通の権利が金銭に換算される風潮が助長される書き方であると考えられることから、「〇費用負担の程度」の項目を削除すべきである。	本要領案では、過重な負担の基本的な考え方については、基本方針に基づいて記述しているところです。考慮要素の一つである「費用・負担の程度」については、総合的・客観的な視点から慎重に判断する必要があると考えております。
1 3	別紙第5「過重な負担」については、できるだけ慎重に判断すべきであると考えられることから、厚生労働省福祉事業者向けガイドラインに記載されている以下の文言を追加してほしい。「『過重な負担』とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような『客観性』が必要とされるものです。また、『過重な負担』を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではありません。」	本要領案においても、「…過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」と明記しているところですが、御意見を踏まえ、さらに以下のとおり加筆します。「(…過重な負担については、) 具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、(個別の事案ごとに…)」
別紙第6(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)		
1 4	別紙第6の合理的配慮に当たりうる物理的環境への配慮の具体例について、聴覚障害者への配慮の具体例が足りないと考えられる。電光掲示板、磁器誘導ループなどの補聴装置の設置や、緊急時の館内放送を伝える電光ボード等を設置する旨の記載を具体例として追加してほしい。	御意見を踏まえ、以下のとおり加筆します。 「災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、ボードなどを用いて、分かりやすく案内し、誘導を図る。」
別紙第6(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)		
		T

本要領案では、別紙の第6において、意思疎通

別紙第6の意思疎通の配慮の具体例について、

1 5

聴覚障害者への配慮の具体例として、手話通訳者 の配慮の具体例として、「筆談、読上げ、手話、点 ・要約筆記者等のコミュニケーションを支援する 字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用い 者を必要に応じて設置する旨の記載を追加してほ る」、「絵カードなどを活用して意思を確認する」 ことなどを明記しているところです。意思疎通が しい。 より円滑に行えるよう、頂いた御意見を今後の参 考とさせていただきます。 御意見を踏まえ、以下のとおり加筆します。 1 6 別紙第6の意思疎通の配慮の具体例について、 「会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を 会議における障害者への配慮の項目(障害の特性 に合った介助員をつける、ゆっくり丁寧な進行を 聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員 心掛ける等)を追加してほしい。 や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な 進行を心がけるなどの配慮を行う。」 「会議の進行に当たっては、職員が委員の障害 の特性に合ったサポートを行うなど、可能な範囲 での配慮を行う。」 別紙第6の意思疎通の配慮の具体例について、 御意見のとおり修正します。 1 7 ゆっくり丁寧な説明等の配慮は知的障害者だけで はなく他の障害者からも申し出があることが考え られるため、文言を「障害者から申し出があった 場合に…」と変更してほしい。 別紙第6 (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例) 別紙第6のルール・慣行の柔軟な変更の具体例 この記載は、必ずしも特定の障害を念頭に置い 1 8 について、順番を待つことが苦手な障害者への配 たものではありません。 慮として手続の順番を入れ替える項目があるが、 障害には様々な種類があり、またその状況も人 順番を待つことが苦手な発達障害者は「順番を守 によって大きく異なることから、実際の運用に当 る」ということを学習し損ねた結果順番を待つこ たっては、御本人や周囲の方に状況をお伺いしな とに不快感を感じるという経緯がある。したがっ がら、適切な形で対応させていただきます。 て、国レベルで順番の入れ替えを合理的配慮とし てしまうと、「自分は発達障害者だから優先され るべき」といった誤学習にもつながりかねず、行 き過ぎた配慮の要求や、自治体窓口や民間でのト ラブルの波及、ひいては訴訟の増加等も懸念され る。このように、当事者や社会にかえって悪影響 を及ぼすおそれもあることから、当該項目を削除 してほしい。 本要領案では、ルール・慣行の柔軟な変更の具 1 9 別紙第6のルール・慣行の柔軟な変更の具体例 体例として、「非公表又は未公表情報を扱う会議等 について、会議において聴覚障害者が委員となる 場合は情報保障・コミュニケーションを支援する において、情報管理に係る担保が得られることを 者の同席が必要となることから、手話通訳者・要 前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同 約筆記者等のコミュニケーションを支援する者の 席を認める」ことを明記しているところです。 同席を認める旨の文言を追加してほしい。 20 別紙第6のルール・慣行の柔軟な変更の具体例 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。

「スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見え

について、「○スクリーンや板書等がよく見える

ように、スクリーン等に近い席を確保する。」の 箇所の表現を以下のように修正してほしい。

「○ スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見 えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席 を確保する。」 るように、スクリーンなどに近い席を確保する。」